

南砺市農業委員会第3回総会会議録

- 1.召集日時 平成29年 9月 1日
- 2.開会時間 平成29年10月 4日 午後2時00分
- 3.閉会時間 平成29年10月 4日 午後3時00分
- 4.場 所 城端分庁舎 視聴覚室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	織田 直信	出	11	堀 文夫	出
2	鍋島 守	出	12	藤永 隆夫	出
3	中村 三郎	出	13	山本 弘	出
4	片山 昌作	出	14	山土 修一	出
5	當田 衛	出	15	齊藤 十明	出
6	杉森 桂子	出	16	上田 憲仁	出
7	林 正一	出	17	澁谷 均	出
8	中川 寿	出	18	松平 勝	出
9	荒木 健二	出	19	瀧 由記男	出
10	北島 文子	出	20	前川 十一	出

事務局 芝井 広、野原 健史、 山田 由紀子

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第12号 農地法第3号の規定による許可申請承認について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

議案第 14 号 農地利用集積計画（案）について

議案第 15 号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて

議案第 16 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する
法律申請承認について

第 3 報告事項

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書
について

第 4 その他

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 定刻前でございますが、只今より、第 3 回南砺市農業委員会総会を開催いたします。本日、欠席委員の方はおられません。20 名中、出席委員 20 名ということで、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにご報告申し上げます。会議に先立ちまして、前川会長よりご挨拶をお願いします。

会長 お忙しい中ご出席頂きまして誠にありがとうございます。気候もだいぶ寒くなってまいりまして秋らしくなってきました。山の紅葉は、もうちょっとでございますが、二十日過ぎごろかなあと思いました。先般、衆議院が解散されまして、直ぐに私共に、県農業会議から電話がありまして、選挙区の自民党議員さんに推薦状を出したいから名前を入れさせてもらえないかと言ってこられまして、どうぞ使って下さいとお願いしておいた訳でございます。新聞を見ますと、どちらが強いのか分からない位に混沌としておる訳でございます。それでは簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長 議事録署名人をご指名申し上げます。5番當田委員さん、6番杉森委員さん、お願い致します。

議長 続きまして議事に移ります。議案第12号農地法第3号の規定による許可申請承認について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案番号第12号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は、7件の申請が有りました。面積は 田 19,651.11 m²、畑 508 m²、合計 20,159.11 m²です。

受付番号1番です。

譲り渡し人は、共有申請地、南砺市野口176番地、畑 103 m²を、譲り受け人に譲り渡すものです。この申請地は、以前より譲り受け人の自宅敷地内に位置しているため、日頃から大変不便さを感じておりました。今回は、譲り受け人にとって管理しやすくするために譲り渡すことによるものです。

次に、受付番号2番から5番を申し上げます。譲り渡し人が同一者でありますので、まとめてご説明いたします。譲り渡し人は昨年、実家の農地を相続しましたが、通作距離があるため、耕作が出来ないことを懸念しておりました。この農地は所有権移転しない限り、農地の管理ができないことで遊休農地になりかねると思い、申請地周辺の居住者で、農業経営をされる近隣のうちの耕作者である4名の方が今回承諾くださり、譲り渡すものです。お一人目の方は、申請地 南砺市楮字戸野島580番 田 267 m²と、南砺市楮字北谷口島1474番 田 970 m² 田合計 1,237 m²を、お二人目の方は、申請地 南砺市楮字折戸野島1432番 田 1,017 m²を、三人目の方としては、南砺市楮字北谷口島565番 田 69 m² 南砺市楮字折戸野島639番1 畑 126 m² 計 195 m²を、四人目の方には、南砺市楮字折戸野島603番 畑 46 m² 南砺市楮字折戸野島604番 畑 42 m² 南砺市楮字折戸野島606番 田 168 m² 田合計 168 m² 畑合計 42 m²を、譲り受け人4名の方が農業経営の拡大を図るために申請するものです。

次に、受付番号6番です。

こちらは農地中間管理事業によるものであり公益社団法人富山県農林水産公社が保有していた農地を耕作者に譲り渡すものです。前所有者から農林水産公社への譲り渡しについて

事務局

平成 29 年 2 月 2 日の委員会で報告済みです。譲り渡し人は、申請地 南砺市殿 1232 番 田 2,264 m² 南砺市殿 1233 番 田 24 m² 南砺市殿 1235 番 田 9.11 m² 南砺市殿 1294 番 田 1,220 m² 田合計 3,517.11 m² を農業経営拡充に意欲のある譲り渡し人に渡すものです。

次に、受付番号 7 番です。

こちらは新規就農者の申請となります。譲り渡し人は、申請地 南砺市上野 219 番 田 1,051 m² 南砺市上野 223 番 田 8 m² 南砺市上野 228 番 田 2,176 m² 南砺市上野 229 番 1 田 3,491 m² 南砺市上野 230 番 1 田 2,596 m² 南砺市上野 234 番 田 4,401 m² 南砺市上野 231 番 田 111 m² 田合計 7 筆 13,834 m² を新規就農として開始するため、農地を取得する意欲のある譲り受け人が申請したものです。譲り受け人は平成 26 年から砺波市にあります、農事組合法人安川営農組合の従業員として働いており、その後、営農組合でアルバイトをしながら従事していましたが、今年 1 月に南砺市上野で農地があるとの情報を受け、今年度中に青年等就農計画の認定を目指すこととし、営農計画の作成に取り組んでいる最中であります。購入農地では、葉ねぎとキャベツを作付し、販売先は、知人の業者に加工用として販売する計画としています。現在、エルハートなどに既に取り組んでおり、業者からは、生産の拡大を依頼されているところです。機械等は知人から賃借することとし、新規での機械の導入は考えておりません。今後の計画については、販売方法や経費の見積もりを精査した上で、借入額も再検討していく次第です。現在、営農組合の重要なオペレータであるため、営農組合の業務と自家営農の業務との区別をきちんとしていく次第です。

いずれの案件についても、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 12 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛

議長

成の方は拍手を願います。

(全員拍手)

議長

拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

続きまして、議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 13 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 4 件の申請がありました。面積は田 461.00 m² 畑 435.00 m² 合計 896.00 m²です。

駐車場敷地	田	1 筆	242.00 m ²
住宅敷地	畑	1 筆	193.00 m ²
私道路	田	1 筆	219.00 m ²
太陽光発電	畑	2 筆	242.00 m ²
計		5 筆	896.00 m ²

事務局

受付番号 1 番です。

受付番号 1 番の申請人は、現在、東京に住んでおります。また譲り渡し人は以前より県外で居住しており、月に一度程度は住宅及び農地等の管理のため、南砺市へ帰ることが度々ありました。先般、農地を所有している親戚がお亡くなりになり、今度は相続人としてその農地の所有者が自分になりました。今後、こちらでは移住する思いはなく、家族からの勧めもあって、この土地を売却することにし、調査したところ、住宅敷地の一部で庭や進入路となっていた場所が農地であることがわかりました。納屋からの農作業車の出入り口として整備したものと思われませんが、遠方に住んでいることもあり、生前譲り渡し人と親戚とは深い交流がなく、また訪れることも少なかったことから、過去にどのような経緯でいつごろ土地の造成等を行ったかは全くわからない状況で、平成 22 年に相続を受けた時点では、既にこのような形状になっていました。譲り受け人は、元々福光地域に両親の実家があり、幾度

となく訪れていることや、介護のため母親のところへ訪れることが増え、通うのがとても大変になってきたところです。家族の将来的なことも考え、母親の実家近隣に住まいを移すことにし、今回の申請地横の住宅を購入することにしました。申請地付近は住宅街であり、譲り渡し人が管理のため出入りするようになり、近隣住人より賃貸駐車場として使用させてもらえないかとの話がありました。しかし、譲り渡し人は遠方に住まいがあり、管理の不安から保留の状態にしていました。譲り受け人の申請地について、譲り渡し人から賃貸駐車場としての使用について、今後隣接地で生活するので、管理もしやすいことから、この場所を自己所有とし賃貸駐車場としても使用、管理することで家族の同意も得られ、申請後整備をしたいものです。

農地区分は、都市計画法上の用途地域の1種中高層住宅で、3種農地と判断され、転用許可基準の原則許可に該当するものと考えられます。

次に、受付番号2番です。

受付番号2番につきまして、申請人は現在、福野地域において住宅地が不足している中、近年、自己所有の住宅を求めるアパート住まいの若年層、また大手企業勤務の県外からの転勤者等さまざまな期待に応えられるよう土地を探しておりました。そのような中、県外居住で福野地域に土地所有の譲り渡し人から相談がありました。この申請地の立地条件として、近隣には公共施設や公園があり、アパートや住宅が密集しており、大変住みやすい環境になっております。

農地区分は、都市計画法上の用途地域（第2種住居）であることから3種農地と判断され、転用許可基準の原則許可に該当するものと考えられます。

次に、受付番号3番です。

受付番号3番につきまして、申請人は現在、家の前の道路を常時通行しておりますが、登記を確認したところ、所有者が譲り渡し人夫婦名義の田となっていることがわかりました。この道路を常時利用しているのは、譲り渡し人夫婦だけではなく、申請人も利用されていることから、所有者を譲り渡し人夫婦と申請者とともに共有することとし、通行に支障が来さぬよう手続きをするものです。この状況は、昭和58年頃、法の無知により、農地法の許可を得ず、道路として使用

事務局

してきたことをお詫びするとともに、今後二度とこのようなことのないよう、農地法の遵守に努めてまいります。

農地区分は、都市計画法上の用途地域（第1種中高層住宅）であることから3種農地と判断され、転用許可基準の原則許可に該当するものと考えられます。

次に、受付番号4番です。

受付番号4番につきまして、申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、現在、申請地付近に太陽光発電設備を設置していますが、今般業務拡大のため、申請地に太陽光発電設備を設置するために申請したものです。現在、隣接する農地での太陽光発電の実施にあたり、昨年5月から土地調査・測量を行い、境界確認の上、昨年10月に経済産業省から事業許可がおりました。また地元の説明会や土地所有者との売買契約も交わし、関係各位との協議も終えたところです。

農地区分は、10ha以上の広がりをもつ農地ということで1種農地と判断され、許可基準として隣接する土地との一体利用（全体の面積3,535㎡のうち、1/3以下の面積である）に該当するものと考えられます。以上です。

議長

この案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について賛成の方は拍手を願います。

（全員拍手）

議長

拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

続きまして、議案第14号農地利用集積計画（案）について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第14号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 24 件、39 筆の申請がありました。面積は田 72,899.00 m² 畑 1,400.00 m² 合計 74,299.00 m²です。

いずれの案件も農業経営基盤強化法第 18 条第 3 項及び、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 4 項の条件を満たしていると考えます。

農地流動化面積、新規設定 17 筆 3.91ha、再設定 17 筆 2.69ha 合計 34 筆 6.60ha、再転貸 5 筆 0.83ha 総合計 39 筆 7.43ha、18 条 6 項の解約 12 筆 1.43ha です。8 月 31 日では 48.67%、本日 10 月 4 日は 48.70%で 0.03%の増です。続いて区域別流動化面積の詳細です。城端地区で再設定が 8 筆 13.822 m²、井波地区で再設定が 7 筆 11,234ha 福野地区で再設定が 1 筆 747ha 福光地区で再設定が 1 筆 1,069ha 利賀地区の新規設定が 2 筆 2,498 m²、福野地区の新規設定が 15 筆 36,594 m²、転貸が福光地区で 5 筆 8,335 m²、合計新規設定・再設定が 65,964 m²、転貸・移転が 8,335 m²です。今回の申請の主な利用権設定を受ける者として、公益社団法人富山県農林水産公社 16 筆、3.7ha 以下順番に掲載してあります。以上です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 14 号農地利用集積計画（案）について賛成の方は拍手を願います。

(全員拍手)

議長

拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

続きまして、議案第 15 号農地の地目変更登記申請の取り扱いについて、事務局より説明を求めます。

＝議案第 15 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当する否かの判断基準等について基づき、その土地が森林の様相を呈

事務局

しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、発行するもので承認を求める。ということです。今回は、井波の沖、院瀬見、井口の川上中、福光の土山、湯谷であります。先般、9月7日に、井波、井口地域において、藤永委員さんと松平委員さんとともに、現地を確認いたしました。また、福光地区におきましては、當田委員さんと織田委員さんとともに現地を確認いたしました。今回は田で、24,036.52 m²、畑で、3,799 m² 併せて141筆 27,835.52 m²です。内訳、位置図、現況写真も載せてあります。

井波の沖、院瀬見におきましては、平成29年度復旧治山事業による申請であり、井口の川上中、福光の土山・湯谷につきましては、この度、富山県西部森林組合から申請があったもので、当地区において国、県、市より補助を受け「森林環境保全直接支援事業に取り組み、間伐及び森林作業道を開設」するものです。当地区は森林地帯であるが、一部に地目が農地となっている筆もあることから非農地に設定し、事業を進めたいといったものです。現地調査の結果一帯は、多年にわたる杉が植林されており、原状回復は困難と考えます。

議長

それでは、現地確認に立ち会われました、農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。まず、井波、井口の件につきまして、藤永委員さん、お願いいたします。

委員

今ほど報告ありましたとおり、非農地現地確認ということで、松平委員と一緒に現地を確認しました。現況は、写真でも確認とれますような状況で山林化しておりますので、原状回復は困難と考えられます。

議長

次に、福光地域の立会いをされました、當田委員さんのご意見をお伺いいたします。

委員

森林組合の職員の方と一緒に確認にいきました。写真にもありますように、このような状態では現状復帰はできないと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 15 号農地の地目変更登記申請の取り扱いについて賛成の方は拍手をお願いします。

(全員拍手)

議長

拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして、議案第 16 号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律による申請承認について事務局より説明を求めます。

事務局

＝議案第 16 号について議案書をもとに朗読・説明＝

特例農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律による申請承認についてです。

趣旨として農地の貸付けに、住民への趣味的な目的とした農地の貸付けについて農地法に関する特例を措置したものです。概要としましては、10 ㎡未満の農地の貸付けであること、営利を目的としない農作物の栽培の為の貸付けであること、貸付期間が 5 年を超えないことなど、主にこの 3 点に該当していることなどが要件となります。また、農地の所有者が農地を開設しようとする場合、特定農地貸付け法に基づき、農地の所在する市と「貸付け協定」を、農業委員会から特定農地貸付けの承認を得ることが必要になります。以上のことを踏まえまして、今回の申請を説明いたします。

申請件数は 1 件で、面積は 29 ㎡です。この農地所有者は「家庭菜園」のために農地として貸し出すことにしました。この農地に対して、特例農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、農地法第 3 条第 1 項の規定の要件に満たしております。この申請を受理し、農業委員会の委員の皆様方にお諮り願うものです。このことをご理解いただきまして、ご承認をくださいますようお願いいたします。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありまし

議長

たらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 16 号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律による申請承認について賛成の方は拍手を願います。

(全員拍手)

議長

拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

事務局

次に報告事項にうつります。

報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告第 5 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は、11 件の届出がありました。面積は、田 13,918.12 m²、畑 351.00 m²、合計 14,269.12 m² です。

受付番号 1 番及び 2 番につきましては、耕作面積証明書を発行する際、現状の耕作状況に合わせるために必要になったものです。

受付番号 3 番につきましては、議案番号第 12 号 農地法 3 条受付番号 2 番に関するものです。

受付番号 4 番につきましては、議案番号第 12 号 農地法 3 条受付番号 3 番に関するものです。

受付番号 5 番につきましては、議案番号第 12 号 農地法 3 条受付番号 5 番に関するものです。

受付番号 6 番につきましては、一度解約し、新たに利用権設定を行うものです。

受付番号 7 番、8 番につきましては、富山県に売買したことによる解約です。

受付番号 9 番につきましては、議案番号第 13 号農地法第 5 条受付番号 1 番に関するものです。

受付番号 10 番、11 番につきましては、一度解約して、新たに利用権設定するものです。以上です。

議長

報告事項ですが、何かご意見ございますか。

(異議なし)

議長

ご意見がないようですのでこのまま承認させていただきます。
続きまして、その他になります。事務局より説明を求めま
す。

=その他の内容を説明・案内=

事務局

議長

その他に何かございますか。

議長

ないようでしたら、本日の委員会を終了させていただきます
す。

○次回の農業委員会 平成 29 年 11 月 1 日(水) 午後 2 時

議長

以上をもちまして、南砺市農業委員会第 3 回総会を閉会いた
たします。

(閉会時刻 午後 3 時 00 分)

議事録が正確であることを証します。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長